

大台町散骨場の経営の許可等に関する条例（案）に係る
パブリックコメント（町民意見募集）手続についてのQ & A

Q パブリックコメント手続とはどのような制度ですか。

パブリックコメント手続とは、大台町が計画等を策定するに当たり、その案をあらかじめ公表し、皆様からご意見等をいただき、そのご意見等を考慮しながら策定を行うものです。皆様からお寄せいただいたご意見等は、そのご意見等に対する大台町の考え方も併せて公表します。

Q どのような人が意見を提出できるのでしょうか。

原則として、町内に住所を有する方、町内に事務所又は事業所を有する方、町内に存する事務所又は事業所にお勤めの方、町内の学校等に通っている方が対象となります。

Q 意見を提出するにはどうすればいいですか。

意見の提出方法は、所定の様式で、ファクシミリ、郵送、電子メールによりご提出ください。

なお、口頭や電話によるものは、内容を正確に記録することができないため受け付けておりません。必ず書面等で提出していただくことになります。

Q 住所や氏名は記載しないといけませんか(匿名で意見を出すことはできませんか)。

意見を提出いただく場合は、住所と氏名などの記載が必要です。

理由は、大台町散骨場の経営の許可等に関する条例（案）に、責任ある立場で意見を提出いただく必要があるからです。

また、ご意見の内容の確認を行う場合もありますので、この点からも氏名・連絡先などの記載をお願いします。

Q 提出した意見に対する回答はもらえるのですか。

パブリックコメント手続では、皆様から一時的に多くのご意見・提言が寄せられる見込であるため、個別に回答することはしておりません。なお、どのようなご意見が寄せられたのか（類似のものは取りまとめます）、またそれに対する大台町としての考え方を後日公表することになっています。

Q 提出した意見はどのように扱われますか。

大台町散骨場の経営の許可等に関する条例の制定にあたっての参考とさせていただくとともに後日ご意見の概要と、これに対する町の考え方について、大台町のホームページで公表します。

- ・ 本意見募集と関連のないご意見等については、公表しません。
- ・ 類似のご意見等は適宜整理のうえ、まとめて公表します。
- ・ ご意見を公表することで、個人または法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあるものについては、その全部又は一部を削除します。
- ・ ご意見の中に含まれる誹謗・中傷等および差別的あるいは差別を助長するおそれのある表現については、置き換え、言い換え等の加筆、修正や削除を行います。

Q 提出された意見等に係る氏名、住所等の個人情報はどうに取り扱われるのですか。

ご記入いただきました内容は、この意見募集に関する業務のみで使用し、住所、お名前、連絡先等の個人情報は、大台町個人情報保護条例に従って適正に管理し、公表はいたしません。